議案第８６号

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和４年６月１０日提出

京丹後市長　中　山　　泰

提案理由

市立病院の医師を講師として看護師養成施設に派遣する際の手当を支給するため、所要の改正を行うものである。

（別記）

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１６年京丹後市条例第７３号）の一部を次のように改正する。

第１８条の２第２項第２号ア中「２０，０００円」を「２０，０００円以内で市長が定める額」に改め、同号イ中「４０，０００円」を「４０，０００円以内で市長が定める額」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年京丹後市条例第73号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例 平成16年4月1日 条例第73号 第1条～第18条（略） （医師派遣手当） 第18条の2　医師派遣手当は、医療機関、地方公共団体等の派遣依頼により、主たる勤務公署を離れて医療業務(会議、講演を除く。)に従事した場合に支給する。 2　前項の手当の額は、その勤務1回につき、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、深夜である勤務時間が含まれる場合は、1時間までごとに2,000円を加算した額とする。 (1)　（略） (2)　市外の医療機関等に派遣される場合 ア　業務に従事した時間が4時間未満である場合　20,000円 イ　業務に従事した時間が4時間以上である場合　40,000円(業務に従事した時間が7時間45分を超える場合には、1時間までごとに4,000円を40,000円に加算した額) 第19条～第23条（略）	京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例 平成16年4月1日 条例第73号 第1条～第18条（略） （医師派遣手当） 第18条の2　医師派遣手当は、医療機関、地方公共団体等の派遣依頼により、主たる勤務公署を離れて医療業務(会議、講演を除く。)に従事した場合に支給する。 2　前項の手当の額は、その勤務1回につき、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、深夜である勤務時間が含まれる場合は、1時間までごとに2,000円を加算した額とする。 (1)　（略） (2)　市外の医療機関等に派遣される場合 ア　業務に従事した時間が4時間未満である場合　20,000円以内で市長が定める額 イ　業務に従事した時間が4時間以上である場合　40,000円以内で市長が定める額(業務に従事した時間が7時間45分を超える場合には、1時間までごとに4,000円を40,000円に加算した額) 第19条～第23条（略） 附　則 この条例は、公布の日から施行する。